

延岡市立保育所条例の一部改正に関するパブリックコメントの適用除外について

【適用除外理由】

条例改正の内容は、恒富保育所及び東保育所が行う業務に一時預かり事業を追加するとともに、必要な料金設定等を行うものです。

改正内容は、延岡市政策等の形成過程における市民等参加条例（以下、「パブリックコメント条例」という。）第3条第1項第3号に規定する市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するものではないため、市民生活に及ぼす影響は軽微であると判断し、パブリックコメント条例第4条第1項第2号の規定によりパブリックコメントを実施いたしません。